

# 令和8年度 初任診断・適齢診断料助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定  
公益社団法人青森県トラック協会

## (事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、青ト協会員事業者（以下、「会員事業者」という。）及び青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所（以下「優良事業所」という。）の運転者それぞれの運転における特性を、運転者自身及び運行管理者等が把握し、交通安全意識の高揚を図ることによって、交通事故防止に資することを目的に、青ト協が指定する実施機関が行う初任診断、適齢診断の受診料を助成する。

## (助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、3,500,000円とする。

## (助成額)

第3条 助成額は、下記のとおりとする。

(独)自動車事故対策機構青森支所	1名につき2,400円
(株)ムジコ・クリエイト	1名につき2,900円

## (助成対象)

第4条 助成対象者及び助成対象診断は、下記のとおりとする。

- (1) 助成対象者は、会員事業者及び優良事業所において、新たに運転者として採用された者、または、会員事業者及び優良事業所に所属する受講義務のある常時選任運転者
- (2) 助成対象診断は、第8条に定める実施機関が行う初任診断・適齢診断とする。

## (対象期間)

第5条 令和8年4月1日から令和9年3月12日までに受診したものを対象とする。

## (助成金交付)

第6条 青ト協及び実施機関との間で定める方法で助成を行う。ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

## (助成金の返還)

第7条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた場合は、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

**(指定実施機関)**

第8条 青ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

(1) (独) 自動車事故対策機構青森支所

(2) (株) ムジコ・クリエイト

青森モータースクール

八戸モータースクール

弘前モータースクール

**(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。